

個人情報の取扱いの委託に関する特記事項

第 1 条（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報保護委員会が定める個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（以下「事務対応ガイド」という。）に基づき、本個人情報の取扱いの委託に関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。また、これらのほか、委託者（以下「甲」という。）の定める長与町個人情報保護法施行条例（令和 4 年条例第 19 号）、長与町情報セキュリティポリシー及び長与町保有個人情報等の取扱いに関する規程（令和 8 年規程第 号）に基づき、本特記事項を遵守しなければならない。なお、本特記事項における用語の定義は、個人情報保護法及び番号法に定めるところによる。

第 2 条（責任体制の整備）

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第 3 条（作業責任者等の届出）

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第 4 条（教育の実施）

- 1 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。
- 2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

第 5 条（取得の制限）

乙は、本委託業務において利用する個人情報を取得するときは、本委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第 6 条（守秘義務）

- 1 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- 2 乙は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

第 7 条（再委託）

- 1 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせるとともに、本特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 第 1 項から第 5 項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

第 8 条（派遣労働者等の利用時の措置）

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第 9 条（個人情報の管理）

- 1 乙は、事務対応ガイド及びガイドラインに基づき、本委託業務において利用する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項により講ずる安全管理措置について、甲から求めがあった場合には、書面により甲に報告しなければならない。

第 10 条（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、本委託業務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

第 11 条（複写又は複製の禁止）

乙は、本委託業務において利用する個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

第 12 条（受渡し）

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

第 13 条（個人情報の返還、消去又は廃棄）

- 1 乙は、本委託業務の終了（第 19 条に基づく契約解除を含む。）後、速やかに、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄（以下「廃棄等」という。）を実施しなければならない。
- 2 乙は、本委託業務において利用する個人情報の廃棄等を行った場合は、甲に対し、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

第 14 条（取扱状況の報告）

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第 15 条（監査及び調査）

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第 16 条（指示）

甲は、本委託業務において利用する個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第 17 条（事故時の対応）

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。以下同じ。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第 18 条（契約解除）

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第 19 条（損害賠償）

乙の故意又は過失により、乙が、本特記事項又は法令に違反し、又は本特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。